

「長寿医療制度（後期高齢者医療制度）・国民健康保険」からのお知らせ

長寿医療制度・国民健康保険

75歳誕生月の高額療養費の自己負担額限度額について

これまで月の途中で75歳の誕生日を迎え長寿医療制度の被保険者となる場合、誕生月の高額療養費の自己負担額限度額が、これまで加入していた医療保険（国保や社会保険等）と長寿医療制度それぞれの限度額を支払い、実質的に2倍になるという問題がありました。（表の例【現状】を参照）

こうした誕生月の負担増を解消するため、平成21年1月1日から、これまで加入していた医療保険と長寿医療制度の自己負担限度額がそれぞれ本来の1/2となります。（表の例【見直し】を参照）

また、社会保険（国保組合を含む）等の本人が75歳になり長寿医療制度に移行し、その被扶養者が国保を取得した場合においても、加入月の国保の自己負担限度額は1/2になります。

なお、平成20年4月1日にさかのぼり適用されますが、具体的な手続きについては現在検討中ですので、該当する人には分り次第お知らせします。

（例）昭和9年1月12日生まれの人が自己負担区分一般で入院した場合

区 分	74 歳		75 歳	
	12 月	1月11日まで	1月12日から	2 月
国 保	自己負担額 44,400円	自己負担額 44,400円		
長寿医療			自己負担額 44,400円	自己負担額 44,400円
自己負担額計	44,400円	88,800円		44,400円

【見直し】

国 保	自己負担額 44,400円	自己負担額 22,200円		
長寿医療			自己負担額 22,200円	自己負担額 44,400円
自己負担額計	44,400円	44,400円		44,400円

国民健康保険

70歳から74歳の人医療機関窓口での自己負担の軽減

自己負担の軽減措置が1年間延長

70歳から74歳で病院などの窓口での自己負担が2割の人については、平成21年3月31日までの間は1割負担になっていますが、さらに、平成21年4月1日から平成22年3月31日までの1年間、1割負担（現役並み所得者で3割負担の人を除く）が継続することになりました。

現在、1割負担の国民健康保険被保険者には、平成21年3月下旬に「1割負担継続の高齢受給者証」を送付します。

70～74歳、75歳以上（75歳誕生月以外）

区 分	窓口負担	自己負担額	
		外 来 （個人）	外来 + 入院 （世帯合算）
現役並み所得者	3割	44,400円	80,100円 + 1% ¹ (44,400円) ²
一 般	1割	12,000円	44,400円
低所得者 (住民税非課税)		8,000円	24,600円
			15,000円

1 医療費総額が267,000円（75歳誕生月は133,500円）を超える分について1%を負担します。

2 ()内の数字は、年4回以上該当した場合の4回目以降の負担額です。